

令和2年度第1回合志市教育委員会会議録

- 1 会議期日 令和2年4月27日（月）
- 2 開議時刻 午後1時00分
- 3 会議場所 合志庁舎 2階 庁議室
- 4 出席委員 委員 池頭俊 委員 坂本夏実 委員 塚本小百合
委員 村上貴寛
- 5 欠席委員
- 6 職務のために出席した者
教育長 中島栄治
教育部長 岩男竜彦
学校教育課 右田純司課長
 淵上佳宏教育審議員
 角田賢治指導主事
 大山寛指導主事
 竹田直広総務施設班長
 齋藤正典総務施設班主幹
生涯学習課 栗木清智課長
人権啓発教育課 飯開輝久雄課長

○中島栄治教育長

それでは、ただいまから令和2年度第1回の教育委員会4月定例会を始めたいと思います。

それでは、まず最初に、会議録の署名の指名をしたいと思いますが、坂本委員、村上委員よろしいでしょうか。はい、ではよろしくお願いします。

前回の会議録の承認をしたいと思いますが、前回の会議録等で訂正等はありませんでしょうか。では、これは承認ということで進めさせていただきます。

それでは、まず私のほうから動静報告をさせていただきます。

3月26日 コロナウイルス対策本部会議。黒石防災センター完成落成式。

3月27日 臨時校長会議。

3月28日 ヴィーブル旗小学生バレーボール大会（中止）。

3月30日 来客対応（コロナウイルス相談）

3月31日 市職員の退職者辞令交付式。学校教職員退職者辞令交付式。

4月 1日 市職員の辞令交付式。年度初め式。定期異動及び新規採用教職員の辞令交付式。

4月 3日 コロナ対策本部会議。政策推進本部会議。

4月 6日 臨時校長会議。

4月 8日 小中学校始業式。

4月 9日 小中学校入学式。

4月12日 臨時教育長会議。臨時校長会議。

- 4月13日 小中学校午前中授業。新型コロナウイルス感染症対策会議。臨時校長会。
- 4月14日 小中学校の簡易給食の実施、午後から休業。
新型コロナウイルス感染症対策本部会議。
- 4月16日 管内教育長会議。
- 4月17日 部落解放同盟熊本県連合会委員長来庁。
- 4月20日 学校登校日。

私も各学校を回ってきました。子どもたちで一番これは効果があるなと思って見てみましたのは西合志東小学校の地区別登校の様子です。西合志東小学校だけは、同じことを2回すればいいんだということで、日にちを地域ごとに分けまして、来る子どもの人数を減らしてありました。ですから、クラスの中にも20人ぐらいしかいない状態で先生方が話をされているというようなところで、中学校のほうはそれぞれ学年ごとの分散登校になっていましたので、1年生だけ、2年生だけ、また3年と。ただ本市は子どもの数が多いので、教室の窓を開けたままの状態でも、40人の生徒が席は離してありましたけど、密な状態に近いところはあって、少しそこに不安は感じたところですよ。

- 4月21日 青少年育成市民会議関係の協議。
- 4月22日 市の校長会議。
- 4月23日 市長協議。管内の教育長会議。
- 4月24日 新型コロナウイルス感染症本部会議。
- 4月27日 教育委員会議。臨時校長会。

以上が私からの報告ですが、今の報告で何か御質問はないでしょうか。

○池頭俊教育委員

いいですか。

○中島栄治教育長

はい。

○池頭俊教育委員

その3密に関して言えば、今日から明日にかけての子どもたちの登校に関して、ある程度きちんと対応ができていない学校とそうでない学校とあると思うんだけど、西合志東小学校のような形で手を打たないと、本来的にこれだけ大変なことを言っている割には、全部の子どもたちを集めているような中学校もあるわけで、どうなんだろうと思うんです。

○中島栄治教育長

それは今日の臨時校長会でも、もう1回話をしまして、その辺の計画を立てて対応するようなところでは、進めたいと思います。

○池頭俊教育委員

だから私が思うことは、そのクラスに半分ぐらいの子どもたちが来るぐらいに学校は対応してもらわないと困る。ものすごく騒いでいる割には、集める時には非常に安易という感じがするんです。いろいろ考えられてされているとは思いますが、この3密ともものすごく言う割には、ちょっとどうなんだろうと思いましたので、その辺については教育長から御指導いただくと有り難いと思います。

○中島栄治教育長

はい、徹底したいと思います。今日、ようやく皆さんのお手元に県からの通知がきました。先ほど届いた分になります。どうしても明日までぐらいには発表したいというようなことを、教育長の代表として上川先生あたりにも県のほうとしっかり相談をしていただいたんですけど、県がずっと迷っていたのは、熊本市の周辺とその離れた地域を分けてするのか、一緒にするのかということだったそうです。ですけど、全部の教育長の先生方から御意見を聞いたら、やはり熊本県は一つであるべきと。本当言うなら、熊本県と熊本市も本当は一つであるべきだろうと。どこかだけというような取り組みをしては、それはやってはいけないことではないかと。できるならばもうみんなが一番足並みを揃えて取り組みましようというようなことが何か県のほうにも伝わって、県下一斉にというのがやっと下りてきたみたいですよ。

実際にどういったことをするかについては、後で担当から、今日の臨時校長会での話について、説明をさせようと思います。

議題のほうに移らせていただいてよろしいでしょうか。

では、重なりますけども、1号議案の小・中学校の臨時休業についてということで説明のほうをお願いします。

○角田賢治指導主事

今、教育長からありましたように、4月8日から、一部再開という形で始業式、入学式を行いました。これも制限をした状態で行ったところです。

翌日の10日の金曜日、それから週明け月曜日、ここまでは給食なしの午前中授業ということで計画をしておりました。火曜日の14日から本市の場合は、簡易給食という形での対応をしているということで、こちらは熊日のほうにも後ほど、紹介をされていたようでしたけど、一つは、今教育長のほうからありましたように、感染予防ということで、包装されたもの、できるだけ短時間で配膳等を子どもたちがしなくていいようにということが大きな理由の一つです。一つは、一部業者の方、納入業者にも、急遽こう停止をした時に食品のロス等の負担がかからないのではないかとということでそういう措置をとらせていただいています。結果的には火曜日の1日だけがその対応をしたこととなります。火曜日の午後から再度の延長という形で、保護者の方にも通知をして、今休業に入っている段階です。

休業の間は、先ほど池頭委員のほうからありましたように、自主登校日については、各学校の地域、児童生徒数が違いますので各学校で設定をお願いしております。委員会からこの日という形は今回とっておりません。多いところで2回、少ないところで1回、各学校のほうで設定をされて

いるところです。先ほどありましたように、ただ結果的に全校一斉と、いろんな検討した上で最終的に全校一斉というふうに自主登校日になったところは、次回にしっかり生かしていくべきところだと思っております。

なお、本日を受けて、5月7日以降についての対応等も臨時校長会を経て、明日には保護者に周知ができるのではないかなと思っております。

お手元の資料に載せているのは、本日を受けて、学校用と合志市ホームページ用と両方載せております。現在、臨時休業中ですので、直接の配付というよりもホームページ、それから安心メール等で周知をするための文書になっております。年度末にホームページのほうを、開設してなかったところについては、すべて開設が整ったところです。今後は、この各学校のホームページをベースに、いろんな学習であったり、情報であったり、そういうのを随時流していく形で今周知、それから中身のほうの充実も図っているところです。そこにQRコード付けておりますが、これは各学校のホームページのQRコードをそれぞれ貼り付けていただいて、それを配付なり、掲示なりをしていただくという形にしております。長期化することも踏まえて、いかに現在ある環境で学習なり、教育活動を維持していくかというところを重点にいろいろ支援策を考えていきたいと思っております。

以上になります。

○中島栄治教育長

先ほど説明したもので、私が抜けておりましたが、学校預かりの受け入れ状況です。資料の8ページに付けておきましたが、小学校の中で一番多いのは西合志東小学校で、一番多かった時が52名ですが、40名を超えるというところで推移しています。合志市内では全部で120名ぐらいの子どもたちが9時から15時までの学校受け入れということで対応しています。

ここで審議が必要になってきますけども、取り組みとしては、本市としては学校の先生方には在宅も始めていただきました。主に何をやっていただいているかというので、これまでは先生方が学習プリントを作成する時には、授業で使ったりとか、指示をしながらするプリント、または復習のプリントあたりは、これまでもあったんですけども、自学をするためのプリント、例えば、最初から、教科書のこのページからこのページを読みましよう。その中でわからないことを書き上げておきましょうというようなことであったり、次の言葉について自分で調べましようとか、予習や自学で進められるような学習プリントの作成をしてもらって、登校日等にも設けまして、子どもたちに配付をする。そういった準備を進めていただいています。それと同時に、今、テレビも熊本市のほうと民放各社が、それからNHKも、協力をして、ぜひ子どもたちに見てもらいたいという番組あたりも出てきましたし、いろんなところのホームページ等で、学習のための動画とかも掲載されてできるようになりましたので、そういったものなど積極的に活用を紹介するような情報プリントを、準備していただいて、子どもたちに配付をしてもらっているところです。まだ、私たちもまだ確実にどういったものをどれだけ出しているかというのが把握できておりませんが、これが5月7日以降になると、今後どういったものを出しているのかも把握をしておいて、文科省のほうも言っているのは、そういった自宅学習も長期化がさらに続けば、教育課程の学習時間の単位の中に入れないととてもじゃないけど、1人も進級認定できないような状況も起こると。1,015時間の

確保というのはもう無理ですから、家庭学習でその内の何時間をやったことにできるかということでの検討なども始めております。

○角田賢治指導主事

今、教育長からありました標準時数というのが年間ありまして、小学4年生から中学3年生までは1,015時間が教科の標準時数とされています。3年生以下はもう少し少ないんですけど、今その一番多いところで1,015時間のうち、4月、5月で大体100時間程度のもともと時数がありますので、既にその分がマイナスということになります。今、考えていますのは、これは4市町で会議をした時に、ある程度考え方を統一しようというところで、この1,015時間からまず今の時点を引き出した時点の教育課程をもう1回組み直しをしようと、つまり6月から仮に再開ができた場合にどういった形の時間数が取れるのか。例えば、国語の一つの単元で、10時間取っていたものから少し圧縮してそこから2時間ずつ抜いていこうと。そうすると、すべて短縮はしますけど満遍なくできる。教育課程をもう1回組み直しをしようと。その中で、さらに今の家庭学習でできる学習を洗い出して、それを先に家庭学習のほうにできるようにプリントなり、そういうのを作っていく。例えば、国語でいきますと、漢字やドリルは1人でもできるように学習を入れていくという形で、家庭学習と今後の教育課程をもう1回組み直しをするというところを今後作業として進めていく。さらに、これが延長になった時には、今度はどこが削れるのか、どういった形で家庭学習に回せるのかということのを随時それを見直しをしながら、可能な限り教育活動を維持できる、保障できるのを考えてやっていこうということを今4市町で、ある程度考え方、方向をもっていきたいと思っています。

さらに長期化した場合は、もうここだけではなかなか調整がきくものではありませんので、県なり、国なりから大きな指示あたりも出てくるのではないかなと思っています。

先ほど在宅のお話もありましたけど、合志中学校の例でいきますと、在宅勤務で作られたプリントがホームページに、子どもたちの課題としてアップするというような取り組みも今少しずつ始まっておりますので、これをもう少し系統立てた形で、行えられたらと思っています。イメージとしては、家の中にいて、1時間目から4時間目までの時間割があって、その中で国語はこういう何ページのこれをやりましょうと。NHKの番組を見ながらこの学習をしましょうとか、そういう形の自宅でできる時間割というのを各学年内で作成をしていただいて、家庭学習ができる環境づくりというのを今後進めていこうと今考えているところです。

○中島栄治教育長

何か今後のことについての御質問はございませんか。

○坂本夏実教育委員

家庭学習の環境づくりというお話の御説明受けましたが、現状までの間に大変厳しい御家庭の環境というものがあらわれて、やはり先生方が多少は見据えていらっしゃるというところはあるんでしょうか。1時間目から4時間目とありますけれども、そこは先生方で、言葉で言うと手厚くということになりますけど、そういうところはもうチェックされていますか。

○中島栄治教育長

正直、現実には今のところはまだ全くできておりません。登校日に子どもたちの顔を見ないと何とも言えないというところもありますし、5月7日以降のことで考えると、今、学校教育課のほうでも進めている調査がありまして、それはどういう調査かと言いますと、熊本市はZ o o mというソフトがありまして、学校とお互いの双方向の情報が伝わるようなシステムがあります。では、家庭にインターネットの環境あるところでは、ご自宅のパソコンやタブレットを使っていただく、熊本市で3人に1台、買っていたタブレットはL T E回線を使うものですから、直接ドコモと通信ができるんです。ですから、御家庭にインターネットの環境がないところにはそれを配りまして、話によると9割程度は実現しているということなんですけど、それで、例えば、先ほどの健康観察であったり、御家庭の様子を学校が知り得たりするような形で、朝夕、担任が確認をする。本市の場合には、それが今のところありませんし、できておりませんので、学校からの安全安心メールにアンケート機能というのがありまして、今その準備させていますが、それで、今日は朝からちゃんと起きているのかというのをチェックとしたものを学校に送ると。それが返ってこなかったところに関しては、学校から直接保護者と連絡を取って確認をするというようなことを5月7日に向けて準備を少し進めたいと思っているところです。ですけど、おっしゃるとおり、適当に書いて出されれば、もう学校も掌握できないので、非常に厳しい御家庭とか、支援が必要なところに対して十分な手立てができないという現実があります。

○塚本小百合教育委員

安心メールがありますよね。少し前はまだその安心メールも100%皆さんが使っていらっしゃらなかったと思うんですが、今の時点ではいかがですか。

○角田賢治指導主事

正確な数字は持っておりませんが、ほぼ100%に近い状態まで入っていると思います。

○塚本小百合教育委員

学校からの情報を送るためにその安心メールを使うとことを先ほどからおっしゃったので、その連絡が届かない御家庭とかもあるのではないかなど。

○中島栄治教育長

今かけている調査について説明をしてください。

○淵上佳宏教育審議員

ゆくゆくはインターネットを使って、熊本市に近いような内容で在宅でも学習できる状況を目指していかなければいけないということで、とりあえず、調査をさせていただいています。一つ目は、とにかくインターネットにつながる環境であるかどうかということ。それと、そういう環境であれば子どもがそれを使ってできるメディアを持っているかどうか。さらに、それも難しいようであれば、例えばDVDで再生するような機械があれば、そのDVDに複製して配るとか、本当に厳

しいようなところはそういう方法も含めて調査をしています。その中に、今おっしゃった安心メールについても、ほぼ今通じているものと思っていますが、正確な調査が今までやっていませんので、今回、正確にそれも出してもらって、それにつながっていないということであれば、それがその単につながっていないのか、それともつなげる機器そのものを持たないのかということも含めて、そこは支援していこうと思っています。

○中島栄治教育長

同じようなことが、熊本市でも校長会からその話を教育委員会と協議をした時に、すべてはできないかもしれないけど、できるところをまず最初にやっておきなさいというようなスタート、だから熊本市も見切り発車的なところがあるんです。すべての子どもに学習の機会を保障しているかという、それが保障しきれないのは事実です。親のスマホを使っている子どももこれには上限がありますから、恐らく見れなくなってしまうこととともあります。本市としても、担当が情報関係の整備に関しては、本年度はもともとの各学校に全部Wi-Fiの環境を揃えると。そして、来年と再来年で1人1台のタブレットを導入していくという予定だったんですけど、前倒しでどこまでできるんだということでは進めてはいます。でも、そうした場合も、家庭に持ち帰ってタブレットを使うというののうちでも想定しておりません。ですから、家庭に持ち帰ってタブレットを使うとなると、各家庭にタブレットと別に今度はWi-Fiのモバイルルーターを配付するというか、一緒に入れるというようなことになって、またそれは莫大な予算になっていきますので、合志市がそれを揃えるということのを待っていたら、子どもたちの学びは遅れてしまいますので、それはそれで一応進めて試算はします。ですけど、ペーパーでの充実や今あるそういったメールとか電話とか、アナログ的な機械でありますけども、どこまでケアできるかというような取り組みをしたいと思っています。先ほどDVDの話がありましたけど、これは有効だと思われるテレビの番組であったり、それから動画のサイトであったり、それから先生からのメッセージもそうです。もしかしたら簡単な授業あたりをつくったりすることだって考えた時に、一方通行ではあるんだけど、メディアとして何か子どもたちに配れば見てもらえるのではないかと、繰り返し見る事もできるのではないかとということで、そういったことを各学校に作成を考慮してもらおうかなと、そういったこともありますから、今度は、テレビはあるけどもDVDが再生できないというところもあるかもしれないわけです。そうなりますと、今度は、その再生機を、何台ぐらい必要だろうか。または、ポータブルのDVDプレーヤーでもいいですけども、そういったのを貸し出すこともあって、それも実際に、家庭の状況を調べて、お金がどれだけかかるかということもわかったところで、次の対策をとろうと今考えているところです。

○池頭俊教育委員

話を聞いていると、まず全体のベースとしてきちんとやってほしいこと、これは、先ほど漢字の話もあったけど、紙媒体としてきちんと各家庭に届けなければならないものだと僕は思うんです。

それから、調査をすることによって、インターネット等を使いながらやるというのは、今後のことも含めて考えていくという、どちらかということこの新型コロナがどこで収束するかわからないけど、次に生かすということにおいては非常に大事なかもしれないけど、即戦力として5月のまだ

決定しているわけではないけど、その5月7日以降にすぐ対応できるようなものではとてもとてもないと思うんです。そうすると、少なくともこれをやれば家庭学習として学習時間にでも入りますよというようなものは確実に連休明けに渡さないと、その話すら嘘になる。

それから、夏休みがどうなるのか、これは管理規則を変えてでも、それは教育委員会議で決めなければいけないことだと思うんですが、そこが短縮された形でどうやっていくのか。だからいろんなアイデアでやることをやるということはとても素晴らしいことだと思うけど、まずはベースになる、すべての子どもたちにきちんとやれるもの、そして、そのことは確実に授業時間等にカウントしてもいいというようなものは何なのかというのを徹底して、これは早めに出していただきたいと思います。

○大山寛指導主事

御指摘ありがとうございました。県から発出された27日付けのプリントがございます。その裏面に(2)学習指導について、①から⑤までございます。合志市としましてもこの情報を少し前に得ておりましたので、これを基礎資料として考えております。まずは、子どもたちの家庭学習のベースをすでに全員に配布済みの教科書とします。そして例えば、時間割をつくって教科書で何ページから何ページまでを読んで、こういうことをやりましょうという学習過程を具体的に組み込んで1シートに示してもらおう。そして教師がチェックをする。そして、保護者の方にも協力してもらい、1日か1週間ごとにその1枚シートが一番下に簡単でいいので見ましたとか、名前を書いていたいて、保護者の方にも確認していただこうと考えています。子どもの日中の実際は見えませんが、どういう状態だったかということを確認してもらおうと思っております。また、心配な子どもさんがいらっしゃる時には、保護者の方にも内諾を得て、電話等で学校から連絡をしてもらおうというような対応を学校にもお願いをしようと思っております。ですので、共通した教材というのは、今のところは教科書と問題集などです。具体的に指示をして、子どもたちができるかできないかということもありますので、1週間に1回自主登校で、先ほど池頭委員のほうからお話があったように、密にならないような、状態をつくりながら、そこで確認と、そして、例えば、制作物などがあれば、その制作物をこうやってするんだよという、簡単な説明をします。そして家庭学習期間を使って制作をして、その時間を授業時数にカウントしていくことを考えているところでございます。

以上です。

○中島栄治教育長

そういった指示につきましては、今日の3時からの臨時校長会の中で一つ一つ確認をしていきたいと思っております。

では、この件ですが、教育委員会としては5月31日までの休業を決定してよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。では、そのことについては決定させていただきたいと思っております。

○池頭俊教育委員

一ついいですか。

○中島栄治教育長

はい、どうぞ。

○池頭俊教育委員

学校ホームページ用案というのをつくっておられますが、教育長の名前で出すから、よければ3行目の御理解と御協力で、その下も御理解と御協力と、何か文章の構成を変えたらどうですか。

それから、家庭学習や過ごし方について、課題を渡していきますと書くのですか。何かここだけはお渡しいたしますとか、ここだけが文書が少し強いなと感じました。

○中島栄治教育長

そうですね、雑で強気ですね。

○池頭俊教育委員

教育長の名前を使うということにおいて、各学校そのまましか印刷しないので、それは当然ですよ。学校の自分のとこだけしか変えられないので、文章もう一回見てもらった方がいいかなと思っています。

○中島栄治教育長

ありがとうございます。

○村上貴寛教育委員

すみません、ホームページの案のところですけど、学校ホームページに学習プリントや素材を載せられるということで、それを安心メールで返すというようなイメージでいいんですか。

○中島栄治教育長

いいえ、原則はペーパーですから、貸したペーパーを集めるということを基本にします。

○村上貴寛教育委員

フローチャートみたいなものがあつたほうがわかりやすいかなと思いました。

○中島栄治教育長

そうですね。これは主たるではなくて、そのほかの学習材についても提供をしていくと。主たる学習材はあくまでも学習プリント、紙媒体でやるということです。そこは誤解のないように表現を変えましょう。

ほかにはないでしょうか。

はい、では、続きまして、2号議案のほうをお願いしたいと思います。

○右田純司学校教育課長

それでは、2号議案の御説明をいたします。合志市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてでございます。これが、教育委員会に限らず市役所内の各課と各班がありまして、ここでの事務分掌の改正になります。具体的にはどのような事務をするかというところで規則があるんですけども、それが、今回、例えば、今までやっていた業務でもここに記載がなかったもの、あと制度が変わって名前が変わるもの、そういったものが全庁的に見直しの確認の指示がありましたので、それに基づいて今回また見直しをしております。

まずは学校教育課のほうから御説明します。資料の7ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表が付いておりますけれども、左側の改正後のほうで説明いたします。まず、学校教育課の総務施設班です。(7)番、教育関係者の叙位・叙勲及び表彰に関する事。これは今回、今までが入っておりませんでしたので追加をしております。(8)番が地方教育費調査に関する事。これも同様です。それと(9)番、学校に係る共催及び後援申請に関する事。これも同様です。(10)番、学校防災に関する事。これは特に、熊本地震後に学校は防災主任という役職もできておりますので、今までなかったものですから、今回、追加をしております。(11)番が学校の情報通信技術の整備に関する事。これは、文科省のGIGAスクール構想といいまして、1人1台のタブレット等の整備です。特に今年度から、無線LANの整備などをしていきますので、今回追加をしております。

8ページをお開きいただきますと、(21)番の、新制度未移行幼稚園に関する事。今まで、幼稚園はあったんですけども、以前、子ども・子育て支援法という法律ができて、同じ幼稚園でもそちらに移行している園、認定こども園になるんですけど、それと移行していない園が2種類あります。移行している園は子育て支援課で事務をやっています。移行していない園は引き続き学校教育課のほうで事務をやっていますので、今回、新制度未移行幼稚園に関する事ということとしております。

次の学務指導班の(22)番ですね、幼保小中連携に関する事。これが今までが幼保連携となっておりましたので、小中を加えております。

学校教育課は以上です。

○栗木清智生涯学習課長

続きまして、生涯学習課を御説明いたします。資料は9ページになります。左側の改正後を御覧ください。生涯学習課生涯学習班ですけども、左側にあります(7)、(8)、(9)、(10)が新しく追加をしております。(7)、(8)、(10)に関しては、従来から行われていたものです。成人式に関する事、子ども会活動、地域コミュニティ運営、で(9)番が今年度より地域学校協働活動事業というものが正式に活動始まりましたので追加をしております。それと(16)番、これも従来からありましたけども、社会教育施設の使用料に関する事を追加しております。

続きまして、10ページになります。(35)番に図書館・マンガミュージアムの指定管理に関する事ということで、指定管理に図書館に加えてマンガミュージアムを追加しています。右側の改正前でいくと、右の一番上です。(29)番、(31)番を統合したような形です。マンガミュ

ージアムを直営でしていたものを指定管理にしたということでございます。

その次、スポーツ振興班は、（５）番、（８）番、（１０）番が追加になっております。これも従来からやっていたことです。社会体育の指導・助言及び育成に関すること。これは具体的にのってなかったんですけれども、上の社会教育生涯学習班の文言とあわせたものです。（８）番、総合型スポーツクラブ、（１０）番の社会体育施設の使用料に関すること。それに関することをあげております。

生涯学習課は以上です。

○飯開輝久雄人権啓発教育課長

人権啓発教育課に移ります。左側の一番最後、１１ページになりますけれども、（１）の人権教育・啓発基本計画に関すること。こちらは、以前は人権啓発基本計画というものがありましたので正式な名称にいたしました。それから、（２）の人権啓発、（３）番の人権教育も隣り合わせにしてわかりやすくしました。あと（５）の住宅新築資金等貸付事業という名称でしたが、事務事業の正式な名称は、貸付金回収事業となっておりますので、事務事業と整合性を保つために正式な名称ということで住宅新築資金等貸付金回収事業とさせていただきます。

最後になりますが、（９）の人権啓発課内という名称でしたので、人権啓発教育課内というところで整合性を持たせております。

以上です。

○中島栄治教育長

教育委員会事務局の組織規則の一部を改正する規則についてということで提案を申し上げましたが、この点について、何か御質問、御異議等はございませんでしょうか。

では、異議なしと認め、提案どおりに規則の改正をお願いしたいと思います。

続いて、日程２の報告事項等に移りたいと思います。

最初に、合志市埋蔵文化財発掘調査実施要綱の制定についてお願いします。

○栗木清智生涯学習課長

生涯学習課からになります。資料の１２ページをお開きください。従来から、文化財の発掘調査というものが、もし重要なものが出てきた場合は、事業主から大体教育委員会のほうに発掘調査の依頼がありまして、それを教育委員会が代わって行うということが主流とされてきております。中には、専門の業者に委託する場合がありますけれども、価格的に教育委員会に委託されたほうが相当安価になりますので、それは発掘調査というのは事業主が自己負担されて発掘調査をしなければならないとなっているものですが、ここについては、事情が異なりますので御説明したいと思います。

まず、ここに案件として出ているのは、国泰寺跡の発掘調査ということで、国泰寺というのが竹迫五山の一つであります「国泰寺跡」としてこの文字で文章が書いてありますので、しばらく読みたいと思います。竹迫五山の一つである「国泰寺跡」として、ここは個人所有であります。旧合志町の文化財標柱を設置してありまして、現地の板碑には、「奉書一字一石大乘妙典一部（略）大林

大和守岑徳（略）大永八年」と掘っております。試掘の結果、これは国泰寺跡とありましたけれども、縮図をしてみました。板碑まで掘ってあるので多分出てくるだろうとは思ってございましたけれども、板碑付近から上層面について中世の礫石経を検出しております。また、その下の部分については、弥生時代の遺構を確認しております。したがって、二層にわたって遺構が出てきたということになります。

個人の所有者としての協議において、現状のままでの現地保存ということをお願いしたんですけども、維持管理に相当な時間とお金とかかかっているということだったので、きれいにしたいということで、今年中に擁壁とか、その辺の整備を進めたいという意向が強かったので着工を急がれているということでありましたので、発掘調査をするということになります。

発掘調査の費用につきましては、基本的に、先ほど言いましたように開発する事業者が負担をするというのが原則ですけれども、この場合は個人所有ですので、全くの個人が整備を行う場合については、国の補助制度があります。公費で実施されるということがありまして、全くの個人住宅とか、個人用に供するためのものに関しては、個人からその文化財発掘調査のお金をもらうということはかなり厳しいものがあるだろうということで、国の補助金の対象となっていて、それが全部が全部そうするといろんなものが出てきますので、今回の件に関しては、国泰寺跡ということで、市の指定文化財に該当するのではないかとということで、かなり高いレベルの文化財ということに当たるために、この調査費用については、国の補助を2分の1、市の補助を2分の1入れて、公費で実施をするということにしております。

他の自治体の例を、その下のほうに書いてありますように、発掘調査の費用、こういった場合にどんな負担をしているかということで近隣市町村に聞いてみましたところ、左側にありますとおり、公費でほぼ実施されている。△の部分については、案件は今までありませんけれども、発生した場合は公費ですということを決めているということになっています。

その下に※で書いてありますとおり、破壊を前提とした記録保存のため発掘調査費用を、原則、原因者負担である。ただし、マイホーム建設のように小規模で自己利用のために開発する場合は、国の補助が行われている。この場合の原因者負担と公費負担の区分の基準は、地方公共団体によりばらつきがあるということでもありますけれども、今まで調べたところで個人負担を原則もらっているところというのは、私たちが調べた中ではありませんでした。それで今回は2分の1で国と市で行うということであるところと考えているところがございます。

それに伴いまして、裏に14ページからありますとおり、発掘調査の実施要綱を定めたところです。発掘調査する場合は、市の教育委員会に、発掘調査をしてほしい場合、依頼書を出すということで、第2条に教育長への依頼ということをおあげしております。その承諾を受けて行うということで、その3条のところに対象、教育長が事業者の依頼を受けて実施する発掘調査の対象とあります。本来は、教育委員会とか国とか公共団体が行う道路工事とか、そういったもので出てくることが多いんですけども、今回のような例がありませんでしたので、第3条の第3のところにア、事業者が個人であり、専らその個人が居住するための住宅建設事業、イ、事業者が個人である造成工事事業、ただし、営利目的の事業の場合は除きますということで掲げております。特に個人で使う場合のみということですので。それをする場合に、第4条で協定書と契約書を交わさなければならないと謳っております。

15 ページの上のところ、第5条のところ、基本的には開発業者の事業負担となりますけれども、3条の3号に掲げてあります分については、上限を定めております。発掘調査費用については1,000万円を上限とします。これを超えた場合は、あくまでも個人が負担する。そこまで大きな調査費用が出てくるということはないかなと思います。今回の事業で500万円から600万円ぐらいの経費を見込んでおりますけれども、これは先ほど言いましたように、二層出てきているので、要するに、同じ面を2回調査するので、単純に言うと倍かかる。なので、通常でいくとそこまでかからないだろうという試算でしています。あくまで1,000万円というのは相当な額になりますので、そこまで広いと個人でするっていうことはほぼないのかなと思っております。ただ、あくまでも上限を加えたということです。

あと様式が16ページ、17ページと続きますけれども、18ページのところに契約書を付けておりますが、これの一番最後、18ページのところにあります契約書の第11条、右側の部分になります、財産の処分の制限ということで、ここはいろいろ書いてありますけれども、簡単に言いますと、個人で使いますということで言ったものの、後で売ったりとかですね、何か貸したりとか、賃貸物件に変えたとか営利目的のものに変わったとかいう場合は、法的に負担したものは、全額あなたが負担してくださいということで書いてあります。罰則規定みたいな感じで書いてありますので、基本的には国が補助金を出した場合も同じような罰則規定がありますので、それに準じたということになっております。

説明は以上でございます。

○中島栄治教育長

何か御質問はないでしょうか。

物としてはどんなものが出そう。

○栗木清智生涯学習課長

それは、わかりません。

私より角田先生のほうが詳しいと思います。

○中島栄治教育長

発掘調査は期待していいですか。新聞は、少なくとも地方紙じゃなくて全国紙を飾るのは難しいかな。

○角田賢治指導主事

地方紙はいけると思います。

○中島栄治教育長

福原2922というのはどこかな。

○栗木清智生涯学習課長

福原2922はヴィーブルの住所です。

国泰寺の場所は、上庄1-1とありますけれども、竹迫日吉神社を合志小学校のほうに下るところがT路地になっているんですけれども、その角になります。合志小学校から竹迫日吉神社のほうに坂を上るとT路地にぶつかる、その左手前角になります。

○中島栄治教育長

これについてはよろしいでしょうか。

では、5月の行事予定についてお願いします。

○瀧上佳宏教育審議員

レジュメの19ページ、最後のページでございます。5月の行事予定について、見ていただいておりますとおり、年度当初の計画から随分中止や延期が増えておりますので、結構空いているところが多くなっているかと思えます。

一番左側の合志市行事関係でございますが、最低限必要な会議につきましては小規模、3密を避けながら実施するというので、そこに書いてあるようなものがございます。

大きなものだけ申し上げます。

5月14日 市の校長会議。

5月18日 市議会の全員協議会。

5月25日 総合教育会議。教育委員会議。

県関係につきましては、飛び飛びで教科書専門調査委員会というのが入っておりますが、今年度は中学校の教科書の採択の年でございまして、そこに書いてあるのは県で行う調査委員会が大体5月ぐらいまでの間にずっと入ってきまして、それで県としての調査研究を終えまして、それを受けて教科書採択地区の菊池の2市2町で教科書採択の協議会を行います。協議会はすでに始まっておりますが、ただ、今は専門委員の選定、それから採択委員の選定等の段階でございますが、それを受けて6月以降から具体的な作業に入っていくことになると思います。

それから、教育事務所に関しましては、本年度計画しておりました、市町の教育委員会の要請を受けて教育事務所の訪問につきましては、次年度にすべて延期という形になりました。これは経営訪問も総合訪問もそうでございます。今年度予定した分は次年度に行う。ただし、事務所のほうで巡回訪問をさせてほしいということで、そこに書いてあるような形で、これはまだ案の段階で、どこに行くというのはまだ今後具体的に出てくるとは思いますが、その中で合志市の小中学校も事務所のほうで簡略した形の巡回訪問をされる予定でございます。

あと関係団体、学校行事等は御覧いただければと思います。

以上です。

○中島栄治教育長

25日に、市長からの要請で、総合教育会議ということと、それから教育委員会議を設けたいと思いますが、25日の日程はよろしいでしょうか。

総合教育会議は、最初の予定では、市の教育計画についての協議しなければいけなかったんですが、もしかしたら、このコロナウイルスに対しての対策もこの中に踏まえて、御提案をしなければいけなくなるかもしれません。

では、次回は5月25日ということですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、その他、合志楓の森小・中学校についてお願ひします。

○上村祐一郎課長補佐

失礼いたします。皆さんのお手元のほうにA4のレジユメのほうを置かせていただいていると思ひます。令和2年4月27日教育委員会議というところを見てください。今日は、大きく4つ御報告をさせていただきたいと思ひます。

まず1番最初に書いてあるところですけども、新設校の建設工事進捗状況についてというところ、数字的には現在工事の進捗率は45%ということになっております。

1ページめくっていただきますとカラー写真を付けておりますけども、これが4月2日に、現場のほうで撮っていただいたドローンの映像になります。説明のとおりですけども、校舎棟、屋内運動場、武道場、給食棟、プールのほうについて、着々と仕上がっていっています。ただし、先ほど説明があったと思ひますけども、25日、土曜日から今度のゴールデンウィークまで工事を中止しております。これにつきましては、この工事中止につきましては、開校日、また竣工には影響がないというところで工事業者からは説明を受けているところでございます。

続きまして、2番ですけども、新設校に向けての2つの準備委員会というところですけども、昨年と同じで、開校準備委員会と運営準備委員会を今年も2つ行いながら、開校の準備を進めていきたいと思ひます。先だって、皆さんに決めていただきました、校章や標準服、体操服等につきましては、先ほど教育長のほうからもありましたけども、来月25日の市長も参加される総合教育会議の中で確認をして公表をしていきたいと今考えております。

ページをめくっていただきますと次に、開校に当たってというところで、工事の竣工については12月25日の予定は変わっておりません。また、今年の8月に開校の説明会を検討しております。また、2月に入学説明会をするところで検討しております。これにつきましては、両方とも、コロナの影響もありますので、場所、時間帯、方法については、こちらのほうで検討しているところでございます。

4番、開校・運営準備にあたっていろいろ決めておりますけども、大まかに、皆さんのほうにも御報告をしながら、引き続きやっていきたいと思ひます。今後、私たちはここで決めていくのが、協議項目、今ここに約50弱、決めていくというところの大項目ということで分けておりますけども、こちらのほうを決めていきながら、この決まったこと、協議のことにつきましては、皆さんのほうに御報告をさせていただきながら順次進めていきたいと考えておりますので、こちらの中で御報告をさせていただきたいと思ひます。

進捗につきましては以上です。

○中島栄治教育長

はい、これについて何か御質問や御意見はありませんか。

○池頭俊教育委員

部活動の音楽部というのは部活動なんですか、吹奏楽、合唱を含めたところの音楽と出しているんですか。

○上村祐一郎課長補佐

おっしゃるとおりです。1月に行いました部活動調査の中で、今回、通う子たちの小学校の5年生と6年生、開校した時に1年生と2年生、開校した年に在籍する子に対してアンケートを採りました。その中で一番多かったのが、20人の子どもたちが吹奏楽部に入りたいというところでアンケートを書いております。ただし、吹奏楽の20人分の楽器が開校時に揃えられるかどうかまだわからないというところで、いろいろ吹奏楽の先生たちに確認しましたところ、コンクールとかがそれなりの楽器がないとできないということでしたので、まず最初に音楽部というのをつくって、その中で合唱だったり、もちろん演奏だったり、そういったところで最初のうちは活動していくというところで音楽部という名前を付けております。

○中島栄治教育長

正直、吹奏楽部という資金繰りができていないというのが本音ですよ。

○上村祐一郎課長補佐

そうですね、一遍に揃えるのかどうかというところは議論をしていく話だと思います。

○中島栄治教育長

合志中と西南中から少し楽器を持ってこれるかという話もしたんです。そうしたら、両方とも足りなくなると言われました。後は、方策として、楽器が揃えられたらですけど、今の時点で約束もできないのに吹奏楽部としては設けられないということで、リコーダーのアンサンブルや合唱、極端な話、軽音楽あたりだったら予算的にもできるかもしれないということで音楽部というふうな名称にしてあります。

○池頭俊教育委員

一番入りたい部活があって、合志中だったらできるのに、楓の森中学校に行ったらできないという形ですよ。

○上村祐一郎課長補佐

そうですね。

○中島栄治教育長

とりあえず、今のところは、資金の裏付けが全然ないのでこれでいきますけど、それに関しては、今後も継続検討していくということで回答しましょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは、予定していたのは以上で終わりますが、一つ、お知らせしとかなければいけ

ないのは、学校訪問関係です。

○角田賢治指導主事

先ほど審議員のほうから少しありましたけど、横書きの校長宛と出しているものがあります。先ほどありました、教育事務所のほうが本市から依頼をして行う総合訪問を本年度は取りやめにして、次年度に送るということでした。本市のほうも総合訪問を起点に経営訪問、諸表簿訪問等を計画しておりましたので、本市としましても、学校訪問についてはすべて次年度に繰延べをしております。あわせて、研究発表会につきましても、本年度は西合志中学校区が11月6日に初めて、小中一貫での研究発表を予定をしておりましたが、この状況で先が見通せない中、それから、研究は職員が集まって行うなど、そういう研究推進体制も現在とりづらくなっておりますので、中途半端な状態になるよりも早い段階で、次年度にということをしたほうがいいたろうということで、こちらについても次年度に繰延べという形にしましたので、すべての今年度の研究指定については一端停止をするという形で学校のほうには通知をさせていただいたところです。ただし、小中一貫教育に関しては、これは集まるとかそういうことではなくて、推進自体はできますので、こちらについてはそのまま指定は残した状態で本年度は進めるという形でしておりますので、教育委員の皆様にもいろんな会で、出席していただく場があったんですが、そちらも本年度はなくなるという形になると思います。

ただし、例年5月に行っています概要訪問につきましても、この後御意見をいただいて、現状を知っていただくという部分も必要でしょうし、その中で感染拡大防止を、対策をとりながら、行った方がいいのかどうかというのを少し御意見をいただいて、それに応じて計画のほうを組ませていただこうと思っております。

○中島栄治教育長

その御意見だけ、聞きたいと思います。実際には、学校を見て回った時には、大きな学校は5分の1の先生方は出勤です。5分の4が在宅勤務になっています。小さな学校だけは、西合志第一小学校だけは2分割で、あとは4、5割がほとんどですので、見て回っていただくとしても、そのような状況を見て回っていただくということになります。

それから、小学校の登校日は、大体週1回で、月曜か火曜あたりの午前中ぐらいを分散登校します。または中学校は1、2、3年を分散登校というような形でしておりますので、その時にその見ていただくというのもありますけど、できたら、でもその時には行かないほうがいいのかなと思います。

○角田賢治指導主事

現状を見ていただくというのが一番いいのかなとは思いますが。西合志中央小学校の校舎も増築を昨年度新たに1棟しておりますし、その辺の変化等もあります。

例年は90分ぐらいで午前と午後に分けてうまくいくと4回から5回ぐらいで回っておりましたが、本年度はそういう状況でありますので、各学校を30分から1時間ぐらいで見て回るというのであれば2日ぐらい、若しくは1日でも回れないことはないのかなとは思っているところです。

が、御都合がよければ2日ぐらいに分けて、一気に見て回るというのは大丈夫かと思っております。

○中島栄治教育長

5月中に2日間ぐらいでいかがでしょうか。

○角田賢治指導主事

後ほどこちらのほうで御予定をお聞かせいただいて、事務局の日程と詰めて御案内を差し上げたいと思います。

○池頭俊教育委員

こういう時だからこそ、教育委員会議も、あるいは臨時的にも開いて、委員さんの英知を集めていただいてやらないと、何のための教育委員なのかなと思うことがあります。

それから、学校に迷惑はかかるのかもしれませんが、できるだけ迷惑かからないような形で、どのようになっているのかというのを見らないと、僕らも入学式に行って、ああやっぱり子どもたちのあの姿を見て良かったなと思ったり、何かそういう意味では、入学式に参加してとってもいい感じで帰ったんです。やっぱりこの子どもたちがこれからこうやって頑張ってくれるんだよとか、でも寂しいよねとかね。でもこんなこともあったらいいよねというのは、見せていただかないとわからない。だから、今とか、5月とかというのはよくわかんないんだけど、そんなバタバタと見なくていいから、少しずつでも時間を取ってでも見せていただいて、合志市の学校がこれからどうやっていかなければならないのかということについて、意見をいろいろ拾っていただいて、政策に生かしていただくと有り難いなと僕は思います。

○角田賢治指導主事

わかりました。

○中島栄治教育長

はい、その準備のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、何かありませんでしょうか。

○池頭俊教育委員

もう一つ。不登校の子どもたちという動きは、今のところは怎么样了か。

○角田賢治指導主事

現状で、まだ学校が始まって4日間しかあっていけませんので、今年度については大きな動き等はしておりませんが、御心配のように、この前、いじめ不登校対策委員会は、教頭、養護教諭、それから関係機関で集まっております。現状は、今家庭に帰している時間が非常に、もう2カ月ほどなっておりますので、私たちも見えなくなっていると。より細かく見ていく必要があるというところ

で、教育相談、SSW、SC含めて活動をしていこうというところは確認を取ったところです。

女性子ども支援課からも非常に見えなくてなって虐待であったり、DVであったり、もともと支援が必要な御家庭もありますので、そこについては、学校のほうに要保護対策児童生徒さんについては提供をいただいて、今は登校日の時にそのお子さんたちについては、より細かく見ていくというような状況を取っております。

あわせて、家庭訪問等がなかなか今しづらいところもありますので、そこをどう行こうしていくかというところは、今いろんな機関を入れながら、やっていこうというところと、あわせて、適応指導教室に昨年度通っていた児童生徒さんについては、休業中に逆に通いやすい状態になっています。子どもたちがいない状態ですので、適応指導教室ではなくて、あるお子さんについては、この機会だからこそ学校に行けると、子どもたちがいない時に実際自分の教室に行って、先週は学校を探検にきたというような事例もありますので、この機会だからこそできるというのを今度は生かしていく部分もあるのかなと思っております。

○大山寛指導主事

県と市のSCとSSWのほうにも既に今動いてもらってしまっていて、今学校から要望をあげてもらって、もうこの時期だからこそということにつながりということで今手配をしているところでございます。

以上です。

○坂本夏実教育委員

すみません、関連しますが、このような状況の中で、学校で先生方が家庭を把握していくというのは非常に難しいことだと思うんです。それでも、例えば、虐待と言うと一番大きくなってしまいますけど、本当に家庭の中が見えない、本来家庭の居場所の再確認という意味では、ピンチをチャンスということでもとてもいい期間ではあるのですが、逆に、本当に見えませんが、放送では流れておりますが、子どもたちが休校しておりますので市民の皆さんの意見もあります。例えば、回覧板等々でもう一度文面で周知をしていただく、地域の方々をお願いを添えていただけたらいいなと思うところです。

以上です。

○中島栄治教育長

是非、教育委員会からのお願いという形で、地域とか家庭に知らせるようなのは、ホームページもあると思います。

○角田賢治指導主事

女性子ども支援課ともその辺は関連してくるかと思っておりますので、今後、子どもたちだけでなく、これだけ世の中の経済活動も止まりますと、経済的に非常にこう逼迫してくる御家庭もかなり出てくると思います。そうすると、結果的に家庭でいろんなストレス等によってまたいろんなこと

が起り得るといふことも、この前その会議ではそういう話題も出てまいりましたので、そういうのも含めて、どういった形の周知ができるかも含めて、関係課と調整してから出していきたいと思います。

○坂本夏実教育委員

お気軽にお問い合わせというのを入れていただくと、いろいろな年齢層の方が連絡をしやすし、一番地域が見えているのかなと思いますので、よかったです。

○中島栄治教育長

それではよろしいでしょうか。

はい、では、御起立をお願いします。

以上をもちまして、令和2年度第1回の教育委員会議事を終わらせていただきます。

お疲れさまでした。

午後2時33分 閉会